

第4期川崎市子どもの権利委員会からの
「川崎市子どもの権利条例の広報・啓発について（答申）」
の提言に対する措置

2015（平成27）年2月

川 崎 市

2010(平成22)年12月に川崎市が行った「川崎市子どもの権利条例の広報・啓発について(諮問)」に対し、第4期川崎市子どもの権利委員会から2013(平成25)年3月に「川崎市子どもの権利条例の広報・啓発について(答申)」がありました。

本書は、その提言に対して川崎市及び川崎市教育委員会が講じた措置又は講じようとしている措置について、「川崎市子どもの権利に関する条例」第40条に基づき、公表するものです。

2015(平成27)年2月
川崎市長 福田 紀彦

【参考】川崎市子どもの権利に関する条例(抜粋)

第7章 子どもの権利の保障状況の検証 (権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

目 次

第1章 総論的提言に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 所管課への提言に対する措置

1	市民・こども局人権・男女共同参画室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	市民・こども局こども本部青少年育成課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	同 同 同 こども福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4	同 同 同 保育課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5	同 同 同 こども家庭センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
6	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当・・・・・・・・・・・・・・・・	13
7	教育委員会事務局人権・共生教育担当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
8	同 同 指導課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
9	同 同 生涯学習推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
10	同 同 総合教育センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

本書中の「条例」または「子どもの権利条例」という記述は、特に断りなければ、「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。

第1章 総論的提言に対する措置

〔提言1〕 条例を知る機会・学ぶ機会を増やす

- (1) 毎年、全児童・生徒児童生徒に対して、条例パンフレットを配布すること。
- (2) 人権尊重教育の取り組み取組の中で、条例を意識し、活用すること。
- (3) 子どもの日常生活のなかで、条例が目につれ触れる機会を増やすこと。
- (4) 子ども施策に関わる広報紙・ホームページなどあらゆる媒体において、条例に関する記述を盛り込むこと。

(1) 毎年、全児童生徒に対して、条例パンフレットを配布すること。

年1回小学4年生・中学2年生・高校1年生に対して配布していた条例パンフレットのうち、より多くの子どもに配布できるように、A4三折版リーフレットを新たに作成し、2013（平成25）年度から小学生の配布対象を全学年に拡充して、全児童が毎年条例啓発資料を手にすることができるようにしました。

今後、中学生以上の生徒へも同様に毎年配布できるように、条例内容が簡潔にわかるような中・高校生向けのコンパクトな広報物を検討します。

（市民・こども局人権・男女共同参画室）

(2) 人権尊重教育の取組の中で、条例を意識し、活用すること。

各市立学校の人権尊重教育推進担当者を対象に、年に4回実施している研修等の中で、講話等により条例への理解について啓発するとともに、各学校の人権尊重教育事業計画をもとに条例学習についても意見交流を行いました。2014（平成26）年度からは同事業計画書の書式例に条例についてを明記して、条例を意識づける取組を行いました。また、各学校に配布している「子どもの権利Q&A」は増刷して、各学校の校内研修での活用を促しました。

「子どもの権利に関する週間」において配布・活用している権利学習資料『みんな輝いているかい』（高学年用）及び『わたしもあなたも輝いて』（中学生用）について、2013年版では7つの権利の項目をカードにした別冊を添付し、2014年版では条例の全体図を見やすくして、条例に触れられるようにしました。

（教育委員会人権・共生教育担当、同総合教育センター）

(3) 子どもの日常生活のなかで、条例が目につれ触れる機会を増やすこと。

毎年学校その他関係機関に条例パンフレット等を配布していますが、今後、学校等に掲示できる新たな大判ポスターや、(1)で述べた中・高校生が日常携帯する生徒手帳等にはさめるようなコンパクトな広報物を作成します。

（市民・こども局人権・男女共同参画室）

全市立学校児童生徒に配布する相談カード『ひとりで悩まないで』において、2013年版から条例について触れる記述を掲載しました。

（教育委員会人権・共生教育担当）

(4) 子ども施策に関わる広報紙・ホームページなどあらゆる広報媒体において、条例に関する記述を盛り込むこと。

2014（平成26）年度からの第4次子どもの権利に関する行動計画では、子どもの権利施策に

おける情報や課題の共有を図り、事業の即応性や実効性を高めるために、庁内推進体制として子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議を設置しました。

同会議はこども本部、区役所、人権オンブズパーソン事務局、教育委員会から参加する子ども施策に係る実務担当者で構成されており、今後、この組織横断的なネットワークを活用して、各関係課の広報媒体に条例に関する記述が掲載できないか、検討を進めます。

教育委員会と連携して、2013（平成25）年度から市立学校で全家庭に配布される『教育だより』の11月発行号に条例に関する記事を掲載しました。また、条例リーフレット等の広報物にはこどもページや条例ホームページにつながるよう、QRコードやインターネットの検索キーワードを表示しました。

（市民・こども局人権・男女共同参画室）

【提言2】 広報・啓発の対象を広げる

- （1）小学校学3年生以下の子ども（幼児を含む）についても広報・啓発の直接的な対象とし、年齢に応じた広報・啓発の工夫を行うこと。
- （2）乳幼児の保護者、乳幼児の保育・教育に携わる教職員、保健師、その他子育て支援に携わる職員、ボランティア活動者等に対する広報・啓発と研修を充実させること。

- （1）小学3年生以下の子ども（幼児を含む）についても広報・啓発の直接的な対象とし、年齢に応じた広報・啓発の工夫を行うこと。

【提言1】（1）で触れたA4三折版リーフレットは、マンガを用いて低学年にも理解しやすい内容で作成し、小学生全学年に配布することで小学3年生以下の子どもも毎年手にすることができるようにしました。また、2014（平成26）年度に作成した啓発用映像資料は、アニメーションを用いて学校で起こりうる実際の場面から権利を想起できるようにし、同じく低学年に権利が理解しやすい内容となっています。

今後は幼児に理解しやすいように子どもの権利に関する内容の絵本等を作成して、幼稚園、保育園に配布する他、区役所こども支援室や図書館等で閲覧できるようにします。

（市民・こども局人権・男女共同参画室）

- （2）乳幼児の保護者、乳幼児の保育・教育に携わる教職員、保健師、その他子育て支援に携わる職員、ボランティア活動者等に対する広報・啓発と研修を充実させること。

これまで、条例広報紙『ちっち』の紙上や、保育園等の職員研修を所管する区役所こども支援室の室長会議、各区の子どもに関わる団体及び関係団体等からなるこども総合支援ネットワーク会議で子どもの権利に関する出前講座について広報してきましたが、2014（平成26）年度には市民向け家庭教育学級等の企画を行う市民館の担当者会議や、地域教育会議等の担当者からなる川崎市子ども会議推進委員会にも出向いて、子どもの権利に関する研修の開催検討を呼びかけ、講師派遣や条例に関する資料提供を実施しました。

【提言1】（4）で述べた子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議においても、各関係課で企画・実施する子どもに関わる職員又は乳幼児の保護者等に向けた広報・啓発及び研修について、さらに連携を進めて充実させます。

（市民・こども局人権・男女共同参画室）

【提言3】 広報・啓発のコンテンツと方法を工夫する

- (1) 子どもの意見を取り入れ、子どもにわかりやすく興味をもてるような資料を作成すること。
- (2) 権利学習の方法を工夫すること。
- (3) より多様な広報媒体を検討すること。

(1) 子どもの意見を取り入れ、子どもにわかりやすく興味をもてるような資料を作成すること。

〔提言1〕(1)で述べたA4三折版リーフレットは作成の過程で川崎市子ども会議に意見を聴き、カラー写真・イラストを多用してできるだけ文字による説明を簡素化し、3コママンガにより家庭・学校・地域それぞれの場面で関わる子どもの権利についてをイメージしやすい内容にしました。

今後作成する予定の幼児向け絵本等については、保育所関係部署と連携して幼児の反応を見るなどして、幼児に理解しやすい内容を検討し、さまざまな保育等の場面で効果的な活用ができるよう配慮したものを作成します。

(市民・こども局人権・男女共同参画室)

(2) 権利学習の方法を工夫すること。

〔提言1〕(1)でも触れましたが、権利学習資料小学生版『みんな輝いているかい』、中学生・高校生版『わたしもあなたも輝いて』では、2013年版から7つの権利を項目ごとに書いた「権利カード」を綴じ込みから別冊に変更し、切り離して授業で活用しやすくしました。さらに2014年版からは実態・意識調査報告書から子どもの自由記述意見を引用して掲載し、子ども自身が語った言葉によって、より子どもの権利が身近に感じられるようにしました。

(教育委員会総合教育センター)

また、権利学習派遣事業(CAP等参加型プログラム)においては、講師派遣団体との事前打合せにおいて条例との関連について啓発されるよう要請し、2013(平成25)年度からは派遣を受ける学校の担当者に対しても、派遣事業の趣旨と条例との関わりについて説明を行いました。

(教育委員会人権・共生教育担当)

(3) より多様な広報媒体を検討すること。

新たに作成する各種広報物には、こどもページや条例ホームページにつながるよう、QRコードやインターネットの検索キーワードを表示しました。今後、子ども会議で「こどもページ」に関するヒアリング等を行い、より子どもが興味を引く内容で情報を取りやすいものになるよう検討を進めます。

2014(平成26)年度作成している条例に関する映像資料は、子どもにも親しみやすいアニメーションによる子どもの権利に関する解説や、条例で整備された権利保障の仕組みや相談機関などを盛り込み、学校や関係機関にDVDとして配布する他、YouTubeへの配信により誰でも映像コンテンツにアクセスできる環境を整えます。

(市民・こども局人権・男女共同参画室)

【提言 4】 子どもやおとなに権利や条例が伝わっているかどうか定期的に評価する

- (1) 子どもの権利学習資料の学校における活用事例を教職員間で共有するとともに、これを通じて子どもに権利や条例が伝わっているかどうかを定期的に評価すること。その際は、教職員のみならず、子どもに対しても必ず実施すること。
- (2) 条例の広報・啓発に関わる事業を推進している部局は、事業を通じて、子どもやおとなに権利や条例が伝わっているかどうかを定期的に評価すること。

- (1) 子どもの権利学習資料の学校における活用事例を教職員間で共有するとともに、これを通じて子どもに権利や条例が伝わっているかどうかを定期的に評価すること。その際は、教職員のみならず、子どもに対しても必ず実施すること。

毎年作成している人権尊重教育実践集録『ひとりひとりが、かがやくために』では研究推進校、実践推進校の実践事例を、「川崎市子どもの権利に関する週間」報告書では全市立学校の主な実施内容及び学校からの意見・感想をまとめ、各学校に配布して、情報の共有を図りました。また、毎年実施している小・中学校の教員を対象にした子どもの権利学習資料の活用に関するアンケートにより、学習が子どものためになったかどうかの検証を行いました。

市立中学校長会人権教育推進委員会では、子どもの権利学習や人権尊重教育等の推進に関わる調査研究のために、生徒、教員、校長の中で年度により対象を変えて調査を行っており、2013（平成25）年度は中学生を対象にアンケート調査を実施しました。（前回3年前）

（教育委員会人権・共生教育担当）

- (2) 条例の広報・啓発に関わる事業を推進している部局は、事業を通じて、子どもやおとなに権利や条例が伝わっているかどうかを定期的に評価すること。

「かわさき子どもの権利の日のつどい」や川崎フロンターレホームゲーム会場で実施する「人権啓発Jリーグ連携事業」において、条例や子どもの権利について来場者にアンケートを実施しました。

（市民・こども局人権・男女共同参画室）

第2章 所管課への提言に対する措置

1 市民・こども局 人権・男女共同参画室

提言（1）

「かわさき子どもの権利の日事業」は条例及び子どもの権利に関する広報・啓発の効果が高いので、教職員に周知徹底を図るとともに市民・子どもに広く知らせる方策を検討すること。

◎講じている措置

- ・かわさき子どもの権利の日事業で例年作成しているA3二折パンフレットを、10月の子どもの権利条例パンフレットの配布事業と合わせて全教職員にも配布しました。
- ・10月の全市校長会で教職員への周知を依頼しました。
- ・かわさき子どもの権利の日事業のパンフレットは、学校以外に幼稚園・保育園へも配布し、乳幼児の保護者へも目にとまるようにします。
- ・2013（平成25）年度はこども夢パークを会場として「子ども夢パーク10周年記念フェスタ」と共催し、より多くの媒体を通じて効果的な広報を行いました。

提言（2）

条例パンフレットを活用して子どもたちが条例の意味や大切さを真剣に考えることができるよう、内容及び活用方法について教育委員会とともに検討すること。

◎講じている措置

- ・条例パンフレットはこれまで小学4年生、中学2年生、高校1年生に配布していましたが、子どもが毎年手にすることができるように小学生の配布対象を全学年に拡充しました。
- ・小学校低学年にも理解しやすいように、平易な表現となるように教育委員会所管課と内容を検討して、A4三折とコンパクトにした新しいリーフレットを作成しました。10月の子どもの権利に関する週間に向けた一斉配布時に、小学校全児童に配布しました。

◎講じようとしている措置

- ・子どもが子どもの権利について理解しやすいよう、動画（DVD）を製作し、小中学校への配布、ネット配信を行ってゆきます。

提言（3）

職務と条例の関係を示し行政職員及び子どもの権利に関する職場研修を計画的に策定し、方法を工夫するなどして単発的なもので終わらない継続性あるものにすること。また、条例の理解が深まるよう効果的な広報・啓発に努めること。

◎講じている措置

- ・各区役所こども支援室で実施する保育園職員研修に子どもの権利に関するものを開催するよう支援室長会議を通じて依頼し、平成25年度は中原区、多摩区で研修を実施しました。
- ・「第3期子どもの権利に関する行動計画」の進捗状況報告時に、各推進施策に条例の参考条項を記載し、施策と条例とが結びつくようにしました。「第4次子どもの権利に関する行動計画」（2014～2016年）では、計画の体系を条例の構成に沿ったものとして、各事務事業が条例の何条に位置づけられるかを明確にした作りにしました。

◎講じようとしている措置

- ・2013（平成25）年度に新しく編成された区児童家庭課の職員を対象に、子どもの権利に関する研修を児童家庭・虐待対策室と連携して実施してゆきます。

提言（4）

子ども向けホームページを子どもの意見を参考に、見やすくかつわかりやすくし、また更新頻度も上げること。

◎講じている措置

- ・リニューアル後のこどもページでは、コンテンツを整理して、必要な情報にたどりつきやすいようにしました。また、イベント情報以外にも制度や施設情報など、随時見直して更新するようになりました。

◎講じようとしている措置

- ・子ども会議でこどもページに関するヒアリングを行い、子どもがより容易に情報をとることができるようなページを作ります。

2 市民・こども局 こども本部 青少年育成課

提言（1）

各区役所こども支援室とも連携し、こども文化センターやわくわくプラザにおいて、子どもや保護者等の利用者を対象に条例を広報・啓発するよう工夫すること。

◎講じている措置

・こども文化センター・わくわくプラザ職員研修において、子どもの権利について一講座を設け、広報等につながる研修を行いました。

◎講じようとしている措置

・運営協議会や保護者懇談会、子ども会議等において、条例の周知を図るよう、区役所こども支援室と連携を図りながら、指定管理者等へ依頼します。

提言（2）

子ども夢パークにおいて引き続き川崎市子どもの権利条例に基づく運営と実践を進めるとともに、子ども夢パーク事業そのものを広く子どもたちに知らせること。

◎講じている措置

- ・10周年事業として、「夢まつり」「こどもゆめ横丁」「子どもの権利の日のつどい」等のイベントで条例の周知と実践を進めました。
- ・条例冊子等の配布を行いました。
- ・条例第2章9条～16条をパネルにし、掲示しました。

◎講じようとしている措置

・横断幕やシーバルクなどを使い、更に多くの人に条例の周知を図るため、積極的に広報活動を行います。

提言（3）

こども文化センターだより等で条例を広報・啓発する取組を行うこと。また、こども文化センターやわくわくプラザが、子どもの居場所、子どもの参加の促進、参加活動の拠点づくりといった条例に基づく活動を行っていることも随時広報・啓発していくこと。

◎講じている措置

・「かわさき子どもの権利の日」について、指定管理者あて周知依頼を行い、こども文化センターだよりや、わくわくプラザだよりに掲載しました。

◎講じようとしている措置

・条例に基づく活動を行っていることの周知については、引続き、こども文化センターだより等で積極的に広報するよう、区役所こども支援室と連携を図り、指定管理者等へ依頼します。

3 市民・こども局 こども本部 こども福祉課

提言（１）

乳児院や児童養護施設等の職員等に対し、条例に関する市独自の職員研修を実施すること。

◎講じている措置

- ・職員等に対しては子どもの権利ノートの配布にあわせて、制度趣旨の説明などを実施しています。

◎講じようとしている措置

- ・趣旨説明の際には、条例パンフレットの配布などにより条例があることにも引続き触れていきます。

提言（２）

SOSカードを教員が配付する時の説明資料について、条例に基づいた子どもの権利に関する記述など、子どもの権利保障の視点を取り入れた内容を工夫すること。

◎講じている措置

- ・SOSカード配布時に条例趣旨などの説明を付した文書も合わせて配布するなど、理解促進に努めています。

◎講じようとしている措置

- ・今後も継続して実施していきます。

提言（３）

児童養護施設等の児童福祉施設入所している子どもにおいても「子どもの権利ノート」や条例について説明する機会を定期的につくっていくこと。

◎講じている措置

- ・入所時に配布する子どもの権利ノートについて、条例のことも含めて説明を実施しています。
また、人権オンブズパーソンへの返信用封筒の期限終了に合わせて、再度ケースワーカーから説明を行っています。

◎講じようとしている措置

- ・入所時のほか、その後の面接等の折にノートの利用状況を確認するなどして、権利の保障に努めます。

提言（４）

里親研修において「子どもの権利ノート」及び条例の内容を取り入れること。また児童に対しては里親委託時に限らず委託後も「子どもの権利ノート」及び条例の内容について説明する機会を設けること。

◎講じている措置

- ・既に里親向けの研修に子どもの権利ノートの内容を取り上げ、実施しています。また児童に対しては、施設入所同様の対応を図っています。

◎講じようとしている措置

- ・更新研修等の機会に条例パンフレットを配布するなどして条例についても引き続き触れていきます。

4 市民・こども局 こども本部 保育課

提言（１）

公営の保育園だけでなく、民営の保育園（認可外保育園含む）の園長・職員を対象に、子どもの権利や条例の研修機会を継続的に確保すること。

◎講じている措置

- ・民間保育園を含めた職員研修を実施し、子どもの権利についての意識の向上と啓発を行っています。

◎講じようとしている措置

・認可保育所だけでなく認可外保育所職員も含めた研修・調査等を計画実施し、子どもの権利尊重の啓発を推進していきます。また、区単位での子どもの権利に関する研修を進めます。

提言（２）

園の運営や保育の実践に、子どもの権利の視点を活かせるよう研修内容を工夫すること

◎講じている措置

- ・研修内容や資料等から、保育課程へ明示、性別・国籍・障がいなど子どもの権利の視点での保育実践を行っています。

◎講じようとしている措置

- ・研修内容を工夫し、子どもの権利への視点を取り入れた保育運営、保育実践を明確にしていきます。

提言（３）

保護者に対して、条例リーフレットを配付したり、園便り等を活用したりするなどして、子どもの権利や条例に関する情報を提供（多文化共生への配慮含む）するよう、保育園に働きかけること。また、保護者会や研修会等の機会を利用し、保護者の子どもの権利の意識を高めるための機会づくりを積極的に推進するよう、保育園に啓発すること。

◎講じている措置

- ・地域や保護者に対して、リーフレットの配布や子どもの権利の日のイベント等の案内、保育園利用者へ懇談会等で人権をテーマとした懇談を行っています。

◎講じようとしている措置

・引き続き、リーフレットの配布、権利の日の情報提供、懇談会での啓発に加え、公営保育園の取組（現状の）アンケートを実施し、保護者及び地域への取組向上を図ります。

提言（４）

子どもの発達段階に応じて、子ども自身が子どもの権利について学ぶことができるよう、子どもの権利に関する職場研修等を支援できる体制を整えること。

◎講じている措置

- ・各保育園において職員研修を実施する事で、子どもの権利をふまえた保育を実施しました。

◎講じようとしている措置

- ・発達段階にあった手立てを検討・実施出来るよう、各保育園での職員研修の体制を整えていきます。

5 市民・こども局 こども本部 こども家庭センター

提言（１）

児童福祉法・児童虐待防止法とともに子どもの権利条例と児童虐待防止との関係に理解を深め、関係機関や学校、幼稚園、保育所等と連携した研修のあり方を工夫すること。

◎講じている措置

- ・研修内容に応じて、児童相談所職員向け研修に児童養護施設や乳児院等の職員も参加して合同研修等を実施いたしました。

◎講じようとしている措置

- ・今後も関係機関と連携を図りながら、子どもの権利条例等の意識啓発も含めた研修を開催してまいります。

提言（２）

ホームページから相談機関の情報へアクセスしやすいように、市「こどもページ」の所管課と連携して、子どもや保護者が児童相談所に相談しやすいページを検討すること。

◎講じている措置

- ・現在「子育て応援ナビ」を活用して児童相談所に関する情報と子ども自身からも相談を受けることができる旨記載を行っております。

◎講じようとしている措置

- ・子どもや保護者が相談しやすいページの展開に向けて検討を行ってまいります。

提言（３）

子どもに関わるおとなたちに対しては、リーフレット等の幅広い広報とともに、具体的な効果が表れるよう対象を絞った出張研修、講演会等を実施すること。

◎講じている措置

- ・地域子育て支援センター職員向けやわくわくプラザ職員、その他保育園職員向けの研修等を実施しております。

◎講じようとしている措置

- ・児童相談所リーフレットの広報とともに、継続的に出張研修等を実施してまいります。

6 市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当

提言（１）

子ども自身が制度を具体的に理解し、安心して相談できるよう、学校及び児童養護施設における「人権オンブズパーソン子ども教室」等、子どもに直接広報・啓発する事業のほか、報告書やDVD等を活用した効果的な広報・啓発プログラムを教育委員会等と協力して確立し、学校教育や市民活動の場での制度の周知を推進していくこと。

◎講じている措置

・子ども教室は2006(平成18)年度に5校で開催したのを始まりとして、2013(平成25)度は13校(か所)で実施するとともに、新たに高校生を対象に、子どもの権利の尊重、DV予防及び人権オンブズパーソン制度の周知を目的として、男女共同参画センターと共同でワークショップを行いました。また、2013(平成25)度には、啓発パネル及び子ども向け啓発リーフレットを作成し、子どもへのアプローチを増やしました。さらに、DVD、PR動画、活動報告書を活用するとともに、学校やPTA等の子ども関係機関・団体に制度の周知を図りました。

◎講じようとしている措置

・引き続き、教育委員会等の協力を得ながら、子ども教室を開催するとともに、DVD、PR動画、活動報告書を活用して制度の周知を図ります。また、新たに中学生向けPR動画を作成するなど、幅広く広報活動を展開することにより、子どもへのアプローチを増やします。

提言（２）

人権オンブズパーソンの活動が、関係機関・団体の理解と協力の下、スムーズに行われるよう、関係機関・団体との連携について、情報交換やお互いの機能・役割理解にとどまらず、協議の場等を設けて、具体的なシミュレーション等を踏まえた人権オンブズパーソンの活動への理解と啓発を図ること。

◎講じている措置

・人権オンブズパーソンでは、相談及び救済事案の解決を図るため、事案ごとに関係機関・団体等の協力を得ながら必要な調査・調整を行っています。調整活動の過程では、関係機関等に個別に具体的な働きかけを行うなど、活動をとおして人権オンブズパーソンへの理解を深めております。このような個別具体的な活動の積重ねにより、円滑な連携が進んできております。また、2013(平成25年度)は、関係機関・団体が行う関連する会議等(9件)に参加し意見交換を行っており、人権オンブズパーソン活動への理解の促進と啓発を図りました。

2013(平成25年度)の活動報告書作成にあたっては、救済活動の様子を掲載しました。

◎講じようとしている措置

・今後、子どもの相談事例を紹介しているDVDや、活動の様子を掲載した報告書を積極的に活用して広報啓発を行います。また、引き続き、関係機関・団体との協力・連携が円滑に進むよう幅広く働きかけを行います。

提言（3）

人権オンブズパーソン制度が、子どもその他の市民に利用しやすいものとなるよう、子どもが携帯するカード等の他、ホームページや携帯電話・スマートフォンで容易にアクセスできる方法を工夫すること。

◎講じている措置

- ・2013（平成25）年度も引き続き YouTube に人権オンブズパーソン PR 動画を投稿しました。また、人権オンブズパーソン子どもページの情報を整理し、子どもがアクセスしやすいページづくりを行いました。

◎講じようとしている措置

- ・平成26年度も引き続き、人権オンブズパーソン子どもページにアクセスしやすいページ作りを行います。

7 教育委員会事務局 人権・共生教育担当

提言（1）

「権利学習派遣事業」でCAP等参加型プログラムを実施する場合は、子どもの権利条例との関連についても子どもに解説するよう、学校に啓発すること。

◎講じている措置

- ・ 権利学習講師派遣団体との事前打合せにおいて、子どもの権利条例との関連について啓発が行われるよう要請をしました。
- ・ 権利学習派遣事業実施校説明会において、本事業の趣旨と条例との関わりについて各学校の担当者に説明しました。
- ・ 各学校での権利学習派遣事業を6月～H26.2月に実施しました。

提言（2）

相談カード「ひとりで悩まないで」は、子どもが利用しやすいように、子ども目線でのレイアウトや情報の掲載等の改善に向け工夫すること。

◎講じている措置

- ・ カードを発行している川崎市人権教育推進会議において、子どもの権利との関わりでの掲載及び、レイアウトや情報の掲載等の改訂案を提示し、内容の改善に向け取り組みました。
- ・ 改訂したカードを6月に配付しました。（114,000部）

提言（3）

多文化共生教育「民族文化講師ふれあい事業」を拡充するとともに、条例との関わりについても伝えるよう努めること。

◎講じている措置

- ・ 民族文化講師派遣団体との事前打合せにおいて、条例との関連について啓発が行われるよう要請をしました。
- ・ 民族文化講師ふれあい事業実施校説明会（4月）において、本事業の趣旨と子どもの権利条例との関わりについて各学校の担当者に説明をしました。
- ・ 各学校での民族文化講師ふれあい事業を6月～H26.2月に実施しました。

提言（４）

教職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深めるよう充実させること。また、「子どもの権利Q&A」等の資料を教職員全てに行き渡るよう配付するとともに、子どもの権利に関する研修でさらなる活用を促進すること。

◎講じている措置

- ・各学校の人権尊重教育推進担当者の集まる研修において、条例への理解について啓発するとともに、増刷した「子どもの権利Q&A」を配付し、特に各学校の校内研修で配付・活用を行うよう啓発をしました。
- ・人権推進担当者研修において担当者に資料を配付し、各学校での活用を呼び掛けました。

◎講じようとしている措置

- ・今年度も増刷し経年研修において配布、啓発を図ります。

8 教育委員会事務局 指導課

提言（1）

各区において初任者教員を対象とした児童指導に関する研修会において、子どもの権利条例の広報・啓発を取り入れること。

◎講じている措置

・毎年夏に実施している初任者を対象とした児童指導に関する研修会の中で、いじめの事例研修や「一人ひとりの子どもを大切にできる学校をめざして」を用いてのいじめ問題への対応等の研修を行っています。

◎講じようとしている措置

・初任者各自が事例を持ち寄り話し合う研修の中で、必要に応じて、子どもの権利条例の周知・啓発を行っています。

提言（2）

全市及び各区の校長会議において、教育長や区・教育担当などから折りにふれて子どもの権利条例について広報・啓発すること。

◎講じている措置

・各区の校長会議においてなされる情報交換の中で、子どもの人権や権利に関わる内容について把握し、折にふれ、人権尊重教育の必要性や子どもの権利の保障等について啓発しています。

◎講じようとしている措置

・今後も継続して実施していきます。

提言（3）

人権尊重教育及び児童生徒指導の関連諸会議において、教職員に対し、体罰防止にとどまらず、広く子どもへの接し方について、条例に基づき継続的に意識啓発していくこと

◎講じようとしている措置

・人権尊重教育及び児童生徒指導の関連諸会議において、教職員として子どもへの適切な接し方や言動について話題にし、意識の啓発に努めます。
・「一人ひとりの子どもを大切にできる学校をめざしてV」～体罰の根絶に向けて～（A3版半折）を作成、市内の全教職員に配付し、体罰の根絶に向けて取り組みます。

提言（４）

「一人ひとりの子どもを大切にする学校を目指して」の改訂版には、いじめ問題の理解と対応における条例の意義や活用方法等について掲載するよう検討すること。

◎講じようとしている措置

・「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして」の改訂を行うにあたっては、いじめの防止に向けて、子どもの権利条例の意義や活用方法等についても触れながらリーフレットを作成していくよう、検討していきます。

9 教育委員会事務局 生涯学習推進課

提言（1）

川崎市子ども会議のサポーターとして子どもを支援できるおとなを増やしていけるよう体制を整備すること。

◎講じている措置

- ・子ども会議に参加している現サポーターの育成を進めています。子ども会議（定例会議）のあと会議の進め方について必ず話し合いを行っています。また、市外の子ども会議に参加し、よりよいサポーターのあり方について研修を行っています。

◎講じようとしている措置

- ・現サポーターによる広報活動を行い、新しいサポーターの確保を進めています。

提言（2）

教育文化会館・市民館における子どもの権利及び条例に関わる講座数を増やす工夫をして、地域で子どもの権利について学習できる場として十分に機能させること。

◎講じている措置

- ・各館において開催される人権や家庭教育に関する学級、講座等において、子どもの権利を学習テーマとして積極的に取り上げるよう、各館へ働きかけています。

◎講じようとしている措置

・今後も引き続き各館へ働きかけるとともに、人権・男女共同参画室と協力して、子どもの権利条例のパンフレットなど学習に利用できる資料の提供に努めます。

提言（3）

川崎市子ども会議を活性化するため、教職員から子どもに対して、子ども会議の条例で位置づけられている意味や役割を丁寧に説明するよう、学校に要請すること。

◎講じている措置

- ・教育委員会の関係部署と情報交換し、教職員向けの研修会などに盛り込むようにしています。

◎講じようとしている措置

・今後も連携を進めながら、様々な場面で子ども会議の意味・役割を児童生徒が学び理解する機会を設けるような取組を進めます。

提言（４）

行政区・中学校区の地域教育会議においても、条例の広報を積極的に行うこと。地域教育会議と子ども会議との連携のあり方について検討すること。

◎講じている措置

- ・行政区・中学校区地域教育会議において子ども会議を推進し、条例の周知を図るとともに、年３回の子ども会議推進委員会において、全市子ども会議と行政区・中学校区子ども会議の連携についての意見交換を行っています。

◎講じようとしている措置

- ・今後も、地域教育会議と子ども会議との連携について、検討を続け、事業化できるように努めていきます。

提言（５）

市長への提言に向けた活動の活性化をめざし、必要に応じて子ども会議をサポートすること。

◎講じている措置

- ・サポーターを中心とした子ども会議の活動を拡充し、子どもの意見などをまとめ、市長へ提言できるようサポートを行っています。

◎講じようとしている措置

- ・市長への提言を子どもたち自らまとめていけるように、サポーターの意識やスキルの向上を図っていきます。

10 教育委員会事務局 川崎市総合教育センター

提言（１）

子どもの権利学習や条例学習を体系的に人権尊重教育実施計画に位置づけられるよう学校を支援すること。

◎講じている措置

- ・人権尊重教育推進担当者研修において、各学校の人権尊重教育推進事業計画をもとに子どもの権利学習や条例学習についても意見交流をしてきました。

◎講じようとしている措置

- ・今年度も、計画書の書式例に「子どもの権利学習（川崎市子どもの権利学習に関する条例も含む）」と明記して、条例を意識付けます。

提言（２）

校長や教頭等の条例理解を深めるとともに、教職員が学校教育に活かしていくことができるように、各種研修会において、子どもの権利条例の意義や内容、条例に基づくさまざまな仕組みなど、内容の工夫をすること。

◎講じている措置

- ・子どもの権利条例の意義については、これまでも、年間４回実施される人権尊重教育推進担当者会議（市内全校参加）において、講話を実施してきました。

◎講じようとしている措置

- ・第１回（５月実施）の講話の中で、子どもたちの条例認知度の低下について数値を示して条例の意義を確認します。

提言（３）

学校において、子どもたちが子どもの権利の理解を深めるとともに条例を活用できるよう、子どもの権利学習資料及び教材の継続的な活用方法を検討すること。また、教材、資料の作成時には子どもの視点に配慮し、あらゆる立場の子どもにとってわかりやすく、親しみやすいものとなるよう工夫すること。

◎講じている措置

- ・各学校において子どもたちが子どもの権利の理解を深めるとともに条例を活用できるように学活等の時間の中で学習してきました。「子どもの権利に関する週間」では「かがやき」（低学年用）「みんな輝いているかい」（高学年用）「わたしもあなたも輝いて」（中学生用）を活用しています。

◎講じようとしている措置

- ・今後も子どもの視点に配慮し、わかりやすく、親しみやすくなるように検討していきます。

提言（４）

「子どもの権利に関する週間」において、日常的な学習及び学校生活や子どもの権利に関する学習への取組を公開するとともに、子ども、保護者、地域住民が子どもの権利及び条例について関心と理解を深めていけるようにすること。

◎講じている措置

- ・ これまでも、「子どもの権利に関する週間」を中心として、各学校で公開日を設定するようになってきました。

◎講じようとしている措置

- ・ 保護者や地域の人々が子どもの権利についての関心と理解を深めていけるよう、今後も継続して取り組んでいきます。

第4期川崎市子どもの権利委員会からの
川崎市子どもの権利条例の広報・啓発について（答申）の提言に対する措置

2015（平成27）年2月

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室（子どもの権利担当）
〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2344 FAX 044-200-3914